

聖籠町訓令第四号

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程（昭和五十九年聖籠町訓令第二号）の一部を改正する訓令

聖籠町事務決裁規程（昭和五十九年聖籠町訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「特別休暇（」の次に「忌引特別休暇及び」を加える。

第四条第九号中「課長の」の次に「県内」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 課長の忌引特別休暇及び夏季特別休暇

第四条に次の一号を加える。

十一 課員及び非常勤の特別職の職員の県外旅行命令

第五条第十号中「夏季特別休暇」を「課員の忌引特別休暇及び夏季特別休暇」に改め、第十二号を次のように改める。

十二 課員及び非常勤の特別職の職員の県内旅行命令

第五条の表総務課長専決事項の部十の項中「統計調査員の推薦」を「統計指導員及び統計調査員の推薦」に改め、同表園長（参事）専決事項の部四の項中「夏季特別休暇」を「園職員の忌引特別休暇及び夏季特別休暇」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。